

歯科技工所 (廃止・休止・再開) 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

開設者住所

ふりがな

氏 名 _____

電 話 () - _____

[法人の場合は、法人の主たる事務所の
所在地、法人の名称、代表者の職・氏名]

下記のとおり歯科技工所を(廃止・休止・再開)しましたので、歯科技工士法第21条
第2項の規定によりお届けします。

保 健 所 受 付 印

ぶ り が な 1. 歯 科 技 工 所 の 名 称	
2. 開 設 場 所	大阪府 ☎ () -
3. 開 設 者 氏 名 [開設者が法人の場合は、 その名称]	
4. 開 設 者 住 所 [法人の場合は、主たる 事務所の所在地]	
5. (廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開) の 年 月 日	年 月 日
(休 止 の 場 合 は 、 期 間 も 記 載 :	~ 年 月 日迄)
6. (廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開) の 理 由	

・平成11年6月末までに届け出た者については、開設届の受理書を添付すること。

・開設者が死亡した場合は、戸籍法上の届出義務者が届け出ること。